

(平成24年3月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月

昭和55年4月20日過ぎに、A市役所で国民年金の加入手続を行った際に、同市役所窓口で交付された納付書又は振込用紙のようなもので、同年5月10日過ぎに申立期間の国民年金保険料を納付した。

申立期間が未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、その夫と連番（申立人が後）である上、A市の国民年金被保険者名簿によると、夫婦の資格取得日は同日（昭和55年6月21日）であることから、同市における申立人の国民年金加入手続に係る事務処理は、夫と同時に行われたと考えられる。

しかしながら、A市は、申立期間当時、国民年金保険料は、地区の集金人が世帯ごとに収納していたと回答しているところ、申立人及びその夫の上記国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間直後の昭和55年6月及び同年7月の保険料収納日は、申立人が同年6月30日とされているのに対し、その夫は、同年8月23日とされており、申立人がその夫よりも約2か月前に保険料を納付していることなどを踏まえると、申立人の加入手続については、夫よりも先に行われた可能性を否定できない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、市役所窓口で交付された納付書又は振込用紙のようなもので納付したと主張しているところ、上記のとおり、A市は、申立期間当時の保険料納付方法は、集金人による収納のみであり、市役所窓口で納付書を交付することはなかったと回答しているが、同市において、申立期間の直前月（昭和55年4月）に任意加入により被保険

者資格を取得した者は、同市役所発行の国民年金保険料納入通知書（領収書）を所持しており、当時、同市においては、集金人によらない納付書等による保険料納付も可能であったことが確認できる。

さらに、申立人は、加入手続を行った際の市役所職員とのやり取りや保険料の納付方法など、当時の状況を詳細に記憶しており、その内容は実体験に基づくものと考えられる上、当委員会による申立人からの聴取においても、その主張内容は終始一貫しており、質問に対しても丁寧かつ真摯に答えていることから、申立人の主張内容は信頼できるとの心証を得た。

加えて、申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 40 年 3 月まで

申立期間は学生であったが、昭和 40 年の夏休みに区役所から、「20 歳以上の者は国民年金の強制加入の義務がある。20 歳から加入できるように関係書類と納付書を送付するので、書類に必要事項を記載して返送してほしい。また、可能ならば納付書に基づいて、一括で国民年金保険料を納付してほしい。」との電話連絡を受けた。

保険料額は 1,500 円であったと記憶しており、アルバイトの収入もあったので、昭和 40 年 8 月頃に A 銀行 B 支店に出向いて納付し、関係書類は C 区役所に郵送した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 40 年夏に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の記号番号の 20 歳到達者の納付状況等から、43 年 8 月頃に払い出されたと推認でき、このほかに申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

しかしながら、申立人は、加入手続を行ったきっかけや時期、手続方法、さらには納付したとする国民年金保険料の金額や納付場所についても具体的に記憶している上、当該納付金額は、当時の申立期間の保険料額と一致するなど、その主張内容に不自然さはうかがえない。

また、特殊台帳（マイクロフィルム）によると、申立人は、申立期間直後の昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料について、第 1 回特例納付により納付していることが確認できるが、制度上、特例納付は先に経過

した期間から順次行うこととされていることから、申立人が当該特例納付を行った時点において、申立期間は納付済みと記録されていた可能性がある。

さらに、申立期間は15か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年3月まで

昭和43年7月5日に、A市役所（現在は、B市）で、3か月分の国民年金保険料を納付し、この時、窓口で、42年度分はこれで完納したとの説明を受けたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

また、i) 申立人が所持する国民年金手帳に、昭和42年11月22日発行と押印されていることから、申立人は、この頃加入手続を行い、厚生年金保険の被保険者資格喪失日（同年1月1日）まで遡って、国民年金の被保険者資格を取得したと推認できるところ、特殊台帳によると、申立人の同年1月から同年3月までの国民年金保険料収納日が、当該資格取得日より前の41年12月27日と記録されている、ii) 42年4月から同年12月までの保険料収納日について、特殊台帳では同年12月1日と記録されているが、申立人の国民年金手帳の検認印では同年12月27日とされており、日付けが相違している、iii) 申立人の国民年金手帳の43年4月欄に、国民年金印紙が貼られ検認印が押された印紙検認台紙がそのまま残されているが、本来、印紙検認台紙は、市町村役場において切り取った後、社会保険事務所（当時）への検認報告に使用するものであることから、当該印紙検認台紙が切り取られずに残されていることは事務処理上不自然であるなど、申立期間当時、申立人の国民年金被保険者記録管理が適正に行われていたとは言い難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月から 12 年 11 月まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低い額に記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成12年12月28日）より後の13年1月9日付けで、11年11月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の元取締役3名についても、申立人と同様に平成13年1月9日付けで、標準報酬月額の遡及訂正処理が行われていることが確認できる上、滞納処分票によると、当該事業所は、当該遡及訂正処理が行われた当時、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

一方、商業登記簿によると、申立期間当時、申立人は、A社において代表権を持つ取締役であったことが確認できるが、当時の当該事業所は、申立人以外にも代表権を持つ別の取締役がいたことが確認できる。

また、オンライン記録（事業所基本記録）によると、申立人ではない当該代表取締役が事業主として登録されていることが確認できるとともに、滞納処分票においても、申立人ではない当該代表取締役が事業主及び経理責任者として記載されており、社会保険事務所は、当該代表取締役と滞納保険料の納付について協議していることが確認できる。

さらに、複数の元同僚は、「申立人は現場に出ている大工であり、名前だけの代表取締役であった。A社において実質的な権限を有していたのは、もう一

人の代表取締役であった。当該代表取締役が社会保険事務も行っており、申立人は当該事務に一切関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 8 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 6 月まで

昭和 41 年頃に夫婦で国民年金に加入し、昭和 39 年から 41 年までの国民年金保険料を納付した。その後、45 年 7 月の特例納付を知り、これまで納付できなかった 36 年 4 月から 39 年 6 月までの保険料を、夫婦二人分一括納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納付できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、特例納付により一括納付したと主張しているが、A 町の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者カードによると、申立人の申立期間は未納と記録されており、特殊台帳 (マイクロフィルム) 及びオンライン記録と一致している上、申立人が申立期間について、特例納付を行ったことをうかがわせる記載も見当たらない。

また、申立人は、「A 町役場の窓口で特例納付した。」と主張しているが、A 町役場は、「当時、役場窓口で特例納付保険料を収納していたか否かについては、確認できない。」と回答しており、当時の A 町役場における特例納付の取扱いは不明である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期について、「暑い時期で、長男が落ち着いた頃」と主張するのみで、具体的な納付時期を特定することができない上、一括納付したとする金額についても、当初は、「8 万円から 10 万円」としていたものの、後に、「5 万円から 10 万円」、さらには、「10 万円から 20 万円」と変遷するなど、記憶が定かで

ないことがうかがえるところ、当該金額は、申立期間について特例納付により納付した場合の実際の保険料額と大きな開きがある。

加えて、申立人の夫は申立期間の保険料を第1回特例納付により納付しているが、申立人は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付状況について聴取することができない上、申立人が申立期間について、保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から47年3月までの期間及び53年9月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年9月から47年3月まで  
② 昭和53年9月から56年3月まで

申立期間①は、母が私の国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれた。

申立期間②は、夫や家族に勧められ、自分で役場に行き国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は家族一緒に納付したにもかかわらず、私だけが未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A町（現在は、B市）の申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、その備考欄に、「適用もれ者（55.12.22 適用）」との記載が確認できることから、申立人は、昭和55年12月頃、国民年金の加入手続を行ったと推認できるとともに、申立人が所持する年金手帳の記載から、53年9月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得したことが確認できるところ、当該手続時点において、当該期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない上、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしたとする申立人の母は、既に亡くなっていることから、当該期間における加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

2 申立期間②については、申立人は、「昭和53年8月末に会社を退職後、家族に勧められ、すぐに国民年金の加入手続を行った。」と主張している

が、上記のとおり、申立人は、55年12月頃加入手続を行ったと推認できることから、当該期間のうち、53年9月については、時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、上記国民年金被保険者名簿においても、申立期間②の保険料は未納と記録され、当該納付記録は特殊台帳（マイクロフィルム）と一致している。

さらに、申立人は、当該期間の保険料納付について、「家族が納付済みなのだから、自分だけが未納なのはおかしい。保険料は家族一緒に納付したはずである。」と主張しているが、具体的な納付時期、納付場所及び納付金額等についての記憶は明らかでない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から46年6月までの期間及び同年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年9月から46年6月まで  
② 昭和46年10月から47年3月まで

昭和45年11月頃、A市役所B支所で国民年金の加入手続きを行い、生活が苦しい中、1か月ごとに国民年金保険料を納めた記憶がある。

領収書などは無いが、支所窓口で保険料を納めたことは鮮明に覚えているので、申立期間が未加入及び未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日の状況及び申立人の所持する年金手帳の記載から、申立人は、昭和50年6月頃、国民年金の加入手続きを行い、同年6月27日付けで、初めて国民年金の被保険者資格を任意で取得したことが推認でき、当該加入手続き時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、これ以前に、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「申立期間は、実家を出て、アパートで一人暮らしをしていた。」と主張しているが、申立人の戸籍の附票によると、申立人が一人暮らしを始めたのは、昭和49年8月からであると考えられる上、申立期間①及び②の直後において厚生年金保険に加入したことに伴い必要となる国民年金の資格喪失手続きについても、「自分で行った記憶は無い。会社がしてくれたと思う。」とするなど、申立期間①及び②に係る国民年金加入手続き及び資格喪失手続きについての記憶が明らかではない。

さらに、申立人が申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付して

いたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 6 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から 50 年 3 月まで

当時勤務していた A 社の事務担当者から、「年金は将来役に立つと思うけれど、どうするか。」と聞かれ、「将来、自分にとって必要だったらお願いします。」と答えたことを覚えており、自分の国民年金保険料の納付は事業所に任せていた。

申立期間が未納と記録されていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日の状況等から、申立人は、昭和 50 年 7 月頃に国民年金加入手続を行い、申立人の 20 歳到達日である、46 年\*月\*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したと推認できるところ、当該加入手続時点において、申立期間のうち、46 年 6 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料は、時効により納付することができず、このほか、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A 社の複数の同僚は、「国民年金の加入手続や保険料納付は、全て店に任せていた。」と証言しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及び申立人の記憶する同僚 11 名の記号番号は連番で払い出されており、オンライン記録によると、上記 11 名はいずれも 20 歳に遡って国民年金被保険者資格を取得し、このうち 9 名が昭和 50 年 4 月から国民年金保険料を納付していることが確認できることから、A 社では、50 年 7 月頃、当時の事業主が、当時の従業員に係る国民年金加入手続をまとめて行うとともに、この時点において現年度納付が可能であった同年 4 月の保険料から納付を開始したと考えられる。

さらに、申立人は国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人らの国民年金加入手続及び保険料を納付したとする事務担当者は既に亡くなっていることから、当時の状況は不明である上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から56年12月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年11月から56年12月まで

当時、国民年金保険料の集金人であった婦人会長の勧めで、付加年金に加入し、申立期間のうち、少なくとも4年間か5年間程度は、付加保険料を納付したはずである。定額保険料だけが納付済みで、付加保険料は未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（電算記録）によると、付加履歴欄は空白である上、申立期間の納付記録欄は、定額保険料のみ納付済みと記録されているところ、当該記録は、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録とも一致しており、申立人が申立期間において、付加年金制度に加入し、付加保険料を納付したことをうかがわせる状況は確認できない。

また、申立人が所持する、昭和47年4月1日発行の国民年金手帳の「所得比例保険料（現在は、付加保険料）を納付する者となる申出」欄に、申出年月日の記載は無い。

さらに、申立期間のうち、昭和36年11月から45年9月までの期間については、付加年金制度が創設されたのは45年10月であり、付加保険料は遡って納付することはできないことから、申立人が当該期間の付加保険料を納付したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から56年12月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から56年12月まで

当時、国民年金保険料の集金人であった婦人会長の勧めで、付加年金に加入し、申立期間のうち、少なくとも4年間か5年間程度は、付加保険料を納付したはずである。定額保険料だけが納付済みで、付加保険料は未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、所得比例年金（現在は、付加年金）の加入年月日欄及び脱退年月日欄は空白である上、申立期間の納付記録は、定額保険料のみ納付済みと記録されているところ、当該記録は特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録とも一致しており、申立人が申立期間において、付加年金制度に加入し、付加保険料を納付したことをうかがわせる状況は確認できない。

また、申立人は、夫婦ともに付加保険料を納付していたと主張しているところ、その夫が所持する昭和47年4月1日発行の国民年金手帳にも、所得比例年金に加入していたことをうかがわせる記載は見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和36年11月から45年9月までの期間については、付加年金制度が創設されたのは45年10月であり、付加保険料は遡って納付することはできないことから、申立人が当該期間の付加保険料を納付したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。